

# 公 告

平成30年度第3回鳥取市営住宅等入居者を次のとおり募集する。

平成30年10月24日

鳥取市長 深澤義彦

1 募集期間 平成30年10月31日（水）から平成30年11月7日（水）まで

2 募集する住宅の概要

## (1) 市営住宅

団地名	位置	戸数	規格	月額家賃(円)
旭町	鳥取市立川町六丁目	2	3DK	20,400 ～ 33,000
賀露	鳥取市賀露町南二丁目	3	3DK	19,800 ～ 33,700
国安	鳥取市国安	1	3DK	20,000 ～ 26,500
湖山	鳥取市湖山町北三丁目	1	3DK	26,400 ～ 34,900
鹿野出合	鳥取市鹿野町鹿野	1	3DK	17,300 ～ 22,800
鹿野湯花	鳥取市鹿野町今市	1	3DK	24,800 ～ 32,700
田島	鳥取市田園町一丁目	1	3DK	17,900 ～ 23,700

## (2) 市営住宅（事故住宅）

団地名	位置	戸数	規格	月額家賃(円)
旭町	鳥取市立川町六丁目	1	2DK	17,100 ～ 22,600
賀露	鳥取市賀露町南二丁目	1	3DK	28,400 ～ 37,500

事故住宅とは、住戸内で孤独死が発生した住宅のうち、事故からおおむね半年以上が経過し住戸改善が可能になった住宅をいう。

## (3) 改良住宅

団地名	位置	戸数	規格	月額家賃(円)
湖山	鳥取市湖山町北三丁目	4	2LDK 3DK	29,000 ～ 40,300

## 3 入居資格

次の(1)から(5)までの条件にすべてあてはまること。

- (1) 現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）がある者又は単身者（身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。）であること。
- (2) 次に掲げる収入基準を満たす者であること。  
一般世帯……月額所得104,000円以下  
裁量階層……月額所得139,000円以下  
ただし、次のケに該当する子育て世帯で新市域内に存する市営住宅に入居する場合は、月額所得259,000円以下とし、改良住宅の場合は、158,000円以下とする。  
裁量階層とは、次のアからケまでのいずれかに該当する者をいう。  
ア 入居者が60歳以上の者であり、かつ同居親族のいずれもが60歳以上のもの  
イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(カ)までのいずれかの程度のもの  
(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害の級が1級から4級までの程度  
(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までの程度

- (ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度
- ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者
- カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する配偶者又は交際相手からの暴力を受けた被害者で、同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は同法の規定により裁判所がした命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- ケ 同居親族に義務教育終了前の児童があるもの
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

#### 4 申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内（鳥取市の休日を含める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条に規定する鳥取市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに鳥取市都市整備部建築住宅課住宅係又は各総合支所産業建設課で申し込むこと。

#### 5 選考方法

入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合の入居者の選考方法は、入居申込みした者の住宅に困窮する実情を調査し、困窮度合別の区分により公開抽選を行う。規格が2DKの住宅については単身者を優先して選考し、それ以外の規格の住宅については同居親族がある者を優先して選考する。なお、入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の数を下回った場合は随時募集とし募集戸数がなくなり次第打ち切りとする。

#### 6 抽選日時及び場所

- (1) 日時 平成30年12月5日（水）午後1時30分から  
（公開抽選は7の抽選方法に示すように時間を分けて行う場合があるので、詳しくは申込受理後発送する通知にて確認すること。）
- (2) 場所 鳥取市尚徳町101番地5 とりぎん文化会館 第2会議室  
電話 0857-21-8700

#### 7 抽選方法

公開抽選において申込者が多い場合は、5の選考方法に示す単身者を優先する規格と同居親族がある者を優先する規格の別に時間を分けて行う。  
抽選の順番は、団地名の五十音順とする。市営住宅（事故住宅）を先に行い、その後、市営住宅（事故住宅を除く。）、改良住宅及び受託県営住宅の別に関係なく行う。  
なお、複数団地申込者は、当選した後に行われる他の抽選に参加できないものとする。

#### 8 入居可能予定日

平成30年12月20日（木）

#### 9 問い合わせ先

鳥取市 都市整備部 建築住宅課 住宅係 電話0857-20-3291